

沖縄海区漁業調整委員会指示30第2号

沖縄島並びに伊平屋島及び伊是名島水域におけるスジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成30年3月20日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 金城明律

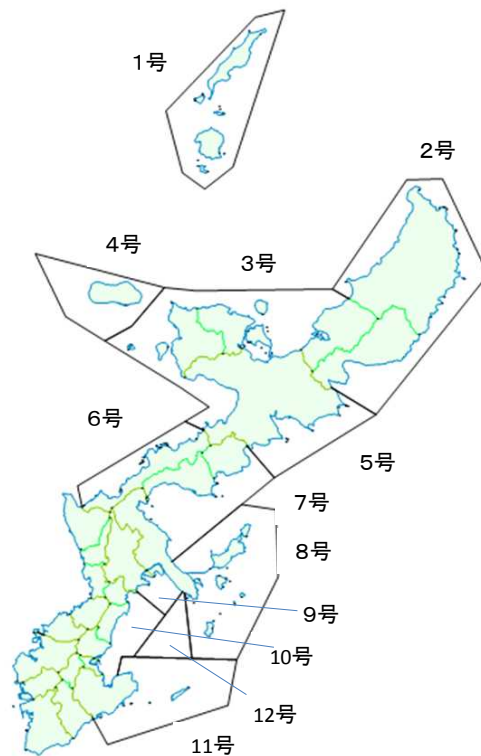
（指示の内容）

第1 平成25年沖縄県告示第340号をもって告示された共同第1号から共同第12号までの漁業の区域（別図参照）において漁業を営むに当たり、全長40センチメートル未満のスジアラ及び全長35センチメートル未満のシロクラベラを採捕してはならない。

（指示の有効期間）

第2 この指示の有効期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

【別図】



前文（平成31年3月29日沖縄海区漁業調整委員会指示31第3号）
平成31年4月1日から施行する。